

岩手県告示第509号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

令和2年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 名称 上中島一丁目-1

2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
釜石市	上中島町	一丁目	87番1 98番13地先道路敷 98番3地先道路敷 85番1地先道路敷	標柱1号 標柱9号 標柱10号 標柱11号
	釜石	第9地割	144番127 144番4 144番86	標柱2号及び4号から6号まで 標柱3号 標柱7号及び8号